

新型コロナウイルスに関する中東アフリカ知的財産庁情報			2020年5月4日
			ジェトロロドバイ事務所知的財産部
国	知財庁名	対応措置	出典
アルジェリア	Algeria National Institute of Industrial Property (INAPI)	<p>アルジェリア国外に住む出願者: -渡航する必要はなく、出願人はINAPIサイトを通じて出願ができる。 -アルジェリアでの隔離期間の解除が通知された後、支払い及び出願に関する書類の提出は1か月間延期。</p> <p>アルジェリア国内に住む出願人: -次の通知があるまで、サービスは3月23日より、一時的に日曜日から木曜日の8時半から12時半まで。</p> <p>※ アルジェリアでは電子出願手続きが採用されている。ただし、電子出願というよりは、出願書類の作成に近く、電子手続きの後、支払を銀行等で別途行い、署名済の出願書類等を、後日、INAPIに提出する必要がある。</p>	http://e-services.inapi.org/SITE/?Rub=Details-actualite&Aid=34
ARIPO	African Regional Intellectual Property Office	ARIPO本庁舎は次の通知があるまで閉鎖を継続(5月4日発表)。職員は在宅勤務しており業務は継続。出願や支払について、オンラインサービスの利用を促している。	https://www.aripo.org/notice-5-aripo-updates-on-covid-19/
カメルーン	Ministry of Mines, Industry and Technological	MINMIDTはソーシャルディスタンスを確保するためにオンラインモニターチームを設立。 処理中の書類についての情報: informations@minmidt.cm 書類送付については、書類をスキャンして送付: mail@minmidt.cm 相談は、https://dossiers.minmidt.cm 書類に登録番号がある場合はfacebookでも確認可能。 ただし、知財関係の出願等について適用されるかは不明。	https://www.minmidt.cm/moyens-de-communications-electronique-dans-le-cadre-des-mesures-de-distanciations-contre-le-covid-19/
エジプト	Egyptian Patent Office	2020年4月26日から、9時-11時30分の間、庁舎で出願受理のみを行う。閉庁期間であった3月25日-4月25日に優先期間が切れた出願については4月26日以降、所定のスケジュールで出願を受付。問い合わせは電子メール(Patent-reception2@egypo.gov.eg, patinfo@egypo.gov.eg)または電話(+2 2279-2127)で受付。	http://www.egypo.gov.eg/egypo/PDFs/decision_new.pdf
GCC	GCC Patent Office(GCCPO)	GCC本庁舎での業務は通知が出るまで中断。GCCPOでの業務が再開するまで出願された出願の期限は延長。GCCPOに出願された特許出願の処理に関するすべての手続きは、「Hemayaプラットフォームを通して遠隔にて処理。	https://www.gccpo.org/AboutUsEn/ShowNews.aspx?id=64
ケニア	Kenya Industrial Property Institute (KIPI)	出願の受理、審査、証明書発行の要求業務を継続。電子メール(infro@kipi.go.ke)での出願受付等を実施。	http://www.kipi.go.ke/images/docs/journals/Notice_on_Service_Disruption.pdf
OAPI	African Intellectual Property Organization	業務は継続されるが、OAPI庁舎へのアクセス制限、代理人等への書類提出用の容器の提供、不服、異議などの紛争の公聴会を停止。2020年3月18日-4月30日までに期間が満了するバンギ協定及びその付属書の関連規定の手続きが5月31日まで延長。2020年3月25日から、ヤウンデの本庁舎の業務時間は8時30分-13時30分となる。	OAPI Circular Letter # 20--0006 http://www.oapi.int/index.php/fr/component/k2/item/534-decision-dg-oapi-portal-prorogation-des-delaies-de-procedures-des-dispositions-pertinentes-de-l-accord-de-bangui-et-de-ses-annexes-jusqu-au-31-mai-2020
モロッコ	Moroccan Office of Industrial and Commercial Property (OMPIC)	すべての締切は通知が来るまで延期。 ただし、この停止は、モロッコが加盟している工業所有権に関する国際条約および条約で規定されている期限には適用されない。 出願はwww.directinfo.maのサイトを通じて申請が可能。 COVID19を制御するための特許発明に関する付加価値サービスの提供を発表。関連する技術の全世界最新技術調査報告書の提供、オンライン出願の支援や早期審査などを無料で提供。希望する者は電子メール(olf@ompic.ma)での申請が必要。	http://www.ompic.ma/sites/default/files/Note%20d%27information%2028%20mars%202020.pdf
パキスタン	Intellectual Property Organization of Pakistan (IPO Pakistant)	商標登録、特許・意匠局、著作権局、その他支局とIPOパキスタン地域事務所は通知があるまで閉庁されるが、特許、商標等の出願は郵便宅配で受付。 ロックダウンは5月9日まで延長されているが、それが延長されない場合には、5月11日から、手渡での書類受付を再開。	http://www.ipo.gov.pk/ipo_covid19

【免責事項】 ジェトロでは、各知財庁の発表を基に、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても一切の責任を負いかねますので、予めご了承下さい。最新の情報は、各知財庁等にお問い合わせいただくことをお勧めいたします。

サウジアラビア	Saudi Authority for Intellectual Property (SAIP)	5月3日までの締切期限の延長を発表していたが、さらに、締切期限を5月30日に延長(5月3日付け発表。)	https://www.saip.gov.sa/en/%d8%a7%d9%84%d9%85%d9%84%d9%83%d9%8a%d8%a9-%d8%a7%d9%84%d9%81%d9%83%d8%b1%d9%8a%d8%a9-%d8%aa%d8%b9%d9%84%d9%86-%d8%b9%d9%86-%d8%aa%d8%ac%d8%af%d9%8a%d8%af-%d8%aa%d9%85%d8%af%d9%8a%d8%af-%d8%a7%d9%84/
チュニジア	Tunisia National Institute for Standardization and Industrial Property(INNORPI)	隔離期間が終了するまで、大部分の職員の業務を停止。 オンラインサービス(http://www.innorpi.tn/index.php/fr/form/contact)や午前8時から13時まで電話やe-mailでのコンタクトが利用可能。 直接接する必要がある行政サービス等は、隔離期間が終了し、通常業務が可能となるまで延期。	http://www.innorpi.tn/fr/actualites/avis-au-public-la-suspension-temporaire-du-travail-de-la-plupart-des-employes
トルコ	Turkish Patent and Trademark Office	法第7226号(2020年3月26日)により、3月13日-4月30日の期間に期限切れる締切については停止。この停止は産業財産法第6769号に規定される締切にも適用される。新たな締切はリンク(https://www.turkpatent.gov.tr/TURKPATENT/allNews/newsDetail?newsId=1242)を参照のこと。	https://www.turkpatent.gov.tr/TURKPATENT/allNews/newsDetail?newsId=1242
南アフリカ	Companies and Intellectual Property Association (CIPC)	5月4日より業務を再開。 5月1日よりCIPCシステムの外部提供サービスを再開。 IP-e-filing platformsや電子チャネルを通じて提出された出願や書類の日付はすべて5月4日とする。 5月4日よりCIPC庁舎外のドロップボックスでの書類の提出を受付(宅配での提出も認められる。)。職員による受付は行わない。 次回の特許公報(Patent Journal)の発行は5月30日とする。 5月1日より電子問合せシステム(QRS)を再開。 5月4日よりコールセンターを再開。 通知があるまで、外部訪問者を受け付けない。 代理人に対して、当面の間、3か月未満の間隔の問い合わせ自粛を要請。	http://www.cipc.co.za/files/3615/8850/2224/NOTICE_2_COVID_19_IP_MAY_20.pdf
アラブ首長国連邦	Ministry of Economy	商標更新料や商標異議申立などの知財関係費用を含めてUAE経済省の94サービスの料金値下げを発表し、実施。	https://www.economy.gov.ae/Documents/List%20of%20services%20whose%20fees%20have%20been%20reduced%20in%20the%20Ministry%20of%20Economy.pdf

【免責事項】 ジェトロでは、各知財庁の発表を基に、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても一切の責任を負いかねますので、予めご了承下さい。最新の情報は、各知財庁等にお問い合わせいただくことをお勧めいたします。